

三次市教育委員会議案第33号

定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について承認を求める。

平成21年11月26日提出

三次市教育委員会教育長 児玉一基

提案理由

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 21 年 月 日

三次市長 村井政也

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

三次市立学校設置条例（平成 16 年三次市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三次市立宇賀小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成21年12月 日

三次市長 村井政也

三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市立図書館設置及び管理条例（平成16年三次市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

三次市立吉舎図書館	三次市吉舎町吉舎718番地1
-----------	----------------

」を

「

三次市立吉舎図書館	三次市吉舎町吉舎368番地
-----------	---------------

」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（利用の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることがある。

（1）伝染性の病気にかかっていると認められる者

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
 - (3) 秩序と風俗をみだすおそれがあると認められる者
 - (4) その他管理上支障があると認められる者
- (手数料)

第5条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、その申請の際、用紙1枚につき10円（用紙の両面を用いるときは、20円）の手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減免することができる。

- (1) 市及び他の地方公共団体その他の公共団体が公用に使用する目的で複写の交付を受けるとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

3 既納の手数料は、返還しない。

第6条中「、教育委員会規則で」を「、別に」に改め、同条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

(損害賠償義務)

第6条 図書館の建物、設備、備品、図書館資料等をき損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 図書館の管理は、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三次市条例第299号）第3条の規定により指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

- (1) 市民の平等な図書館の利用が確保されること。
- (2) 図書館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できることであること。
- (3) 図書館の管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、図書館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館の事業の実施に関すること。
- (2) 図書館の利用の制限に関すること。
- (3) 図書館の建物並びに設備及び備品の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

(指定管理者の指定の期間)

第11条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する月の翌月の1日から当該年度の3月31日まで及び翌年度の4月1日から起算して6年間とする。

- 2 指定を受けた日の属する月の翌月の1日又は指定を受けた日が4月1日の場合においては、前項の規定にかかわらず、当該の日から起算して6年間とする。
- 3 前2項いずれの場合においても、指定管理者の再指定を妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行日前においても、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる。

(指定管理期間の特例)

- 3 この条例の公布の日以後最初に指定する指定管理期間に関する第11条第1項及び第2項の規定の適用については、同項中「6年間」とあるのは、「4年間」とする。